

琉球大学学術リポジトリ

矢内原忠雄「台湾調査ノート」の分析(3)

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2010-04-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 辻, 雄二 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/16470

矢内原忠雄「台湾調査ノート」の分析 (3)

辻 雄 二*

A Study on Taiwan Notes Produced by the Late Tadao Yanaihara (3)

TSUJI Yuji*

日43-B : ●居●代士

台中同業組合負債 仲賣人補償 70万円 最低價格 " 70万円 (償還30万円位) 現在帳尻 100万円位	同業組合ト 青果会社トノ販売契約。 六大 都市 中央卸市場設置ノ件 マデ (大正十七年ノ予定)
---	--

台1-B : ●培●

	台湾青年 大正十年。(雑誌) 台湾民報 大正十二年週刊 文化協会 大正十年 十月 台湾議會運動ノ機関雜誌
--	---

* 琉球大学教育学部

台2-B: ●周 ●民

總督府官房調査課 原口竹次郎。
 總督府評議會。伊沢總督一回モ開カズ
 ソノ設置ヲ以テ田總督ノ失政ナリトス

本年郡守會議
 木下内務局長（總督長官代理）訓示。
 「文協策動スルニ付キ郡守ハ発刺タル意氣
 ヲ以テ事ニ当ルベシ」

p225 8-10

評議會の制度を制定した田總督は之を開會したが、伊澤總督は會員の任命を爲さず、上山總督に至り久し振りにて昭和二年に會員を任命し評議會を開いた。

台3-B: ●春●

安平塩専売支局

塩消費量一人平均
 均15斤（内地ヨリ多シ）

天日塩 二億三千万斤。内二千万斤
 ヲ粉碎塩トス。又島内消費
 費六千万斤 残りハ内地行。
 粉碎塩 需銀沿海州送り
 石斤 .94（生産價）
 約 1.00（賣價）
 センゴウ（内地全様ノ塩）
 煎熬塩。台湾製塩株式会社
 （安平）製造ス 24,000,000斤 内、島内消費
 費2,000,000斤、残りハ内地行

		天日塩賣上	
等品相当	内地ノ三等品四高シ。	天日塩 販売價格	円 價格円
		上等塩3.00	上等.43
		下等塩2.55	中等.39
		煎熬塩 — 4.10	下等.33
			等外.18

大日本塩業株式会社（塩ノ運搬販売独占、内地等）二千万円、本店東京。鈴木系

p75 11-14

塩に関しては天日製塩は一般塩業者（大正十四年二、二四一人）によれども、煎熬塩の製造は大正八年總督府幹旋によりて成立せる臺灣製塩株式會社の独占、粉碎洗滌塩の製造は專賣局製塩所の自營的独占となし、而して塩の内地移出は大日本塩業株式會社に一手取扱はしむ。

台5-B: ●渭●

老生	文人	丑	小人(文人)	道化
小生	青年			道楽者
姐花	(小姐)			
老姐				
大花	武人(性格大)			
二花	武人(性格大花二次グ)			
三花	性格最毛			
	小人(武人)			

台6-B: ●履●

台湾日々、一ヶ月一円五十銭、 和文欄、一漢文欄ハソノホンヤク。 之ハ経済的及精神的ニ二重負担ナリ、	台湾民籍 厦門。台湾籍ヲ不良支那人ガ獲得 シテ日本領事館ノ保護ノ下ニ不正ナル 残業(阿片、娼妓等)及暴利ヲ計ル 台湾籍民八千名。(井上庚二郎 ゴロツキ領事。台湾籍民ヲ利用 シテ支那ヲ威庄ス)	林本源(屋号)祖先ハ北部墾部大家タリ
---	---	--------------------

台7-A: ●履●

(八) 地域内ニ既ニ居住スル者建物
農地ヲ有セス会社ノ土地ニ住家ヲ
建築シ住ム事ニ対シテハ一戸
五厘ノ面積ヲ無償讓渡
スルモノトス(甲、分、厘)
(九) 地域内ノ既ニ存スル共同
地ハ其面積ヲ竹山庄ニ無
償讓渡ス
大正十五年五月三日
三菱製糖会社代表
台中州知事 本山文平宛 覚書
(台中州管下七千甲)
台南州管下ハ未解決
(台南州管下トモ約七千甲
兩者會計一万四千五百甲
關係地元民一千四十名

台7-B: ●履●

竹山郡竹山庄竹林事件
(一) 桂竹林ハ既ニ当該地域内ニ居
住シ従来竹類ニ依リ生計ヲ営
ミタルモノニ対シ製材原料採取ノ
約一ヶ年一甲二付 一等地六円 二等地五円
三等地四円ノ使用料ニテ使用収量セシム
(二) 孟宗竹林ハ従来ノ關係者ニ対シ一ヶ
年一甲二付金十円ノ使用料ニテ使用
収量セシム
前二項トモ料金ハ五ヶ年毎ニ更改ス
(三) 桂竹林及孟宗竹林ノ使用収量期間ハ
十ヶ年ヲ一期トシ各關係者ト契約ヲ
締結シ期限終了ノ年ハ優遇シ同
一人ニ契約スル事トス
(四) 使用人ニ於テノ改良保続ノ
必要ナル手入■ヲ施スモノトス
(五) 桂竹及孟宗竹林内ノ雜木(樟
腦ヲ除ク)混蔭竹筍ハ使用人ニ
於テ採取スル事トス
(六) 使用料支拂期日・使用料等級
等其他ノ細目ハ会社方定ム
(七) 畑地ノ焼耕及蔭竹筍ノ採
集等ハ従前ノ例ニアル(自家用ノ蔭
蔭竹筍ニ食用

台8-B：●國●

高雄州農会

農会費ノ徴収

地租ノ一割・・・租税ト共ニ。

牛一頭七十銭 警察官吏

移転ノ際二十銭 派出所

に徴収を依頼す。

牛籍整理簿等派出所にて

保管して居る。

豚に関する賦課・・・屠殺場

にて徴収す。

農会収入20万円、内10万円人件費。

州勸業豫算23万円位。

農会々長知事。副会長、内務部長

幹事勸業課長及技師、

農会ハ事実上行政官庁ノ一部也

台9-B：●火●

基隆市役所吏員約百名。中、本島
人タルモノ十二、三名、何レモ最下級。

台11-B : ●石●

高雄 (内務部長談)
 鳳梨、蕃地開墾 (岡崎氏)
 青果同業組合、出産者ノミ。約一万人
 大正十五年組シキ変更シテ純然タル
 仲賣人ハ脱退ス。17万円 (仲賣補償金)

金融ハ立木売賣ヲ産地ニテ行フ。資
 金ヲ有スル生産者ガ細農ノモノヲ立木ノ
 ママ賣取ル。

73万カゴ、(昭和二年出荷豫定)。
 出荷奨励金、販売代金ガトルツメ荷造運賃ニ充
 タザル場合ニ之ヲ組合ガ負担ス。
 (昨年度一万円) 大シタ負担ニナラズ
 生活費ヲバ補償セズ。

台15-B : ●煌

		(花岡氏談)
青果会社、	株ノ割合	
台中	15000	
生産者 台南	3500	
高雄	3500	
問屋一内地	6000	
役重一有給重役	500	
新竹台地	1500	
生産者 ノ為メ		
保留	30,000	

青果会社=内地ニ於ケル販賣
 ヲ許サルノナラバ (荷受組合ニ
 売渡スコトヲ許サルノナラバ)
 青果会社ハ産地ニ於テ賣付ケル
 コトヲ辞セズ、[内地ニ於ケル
 問屋筋ハ、口銭商賣ヲ固執ス。
 問屋ノ権利ヲ維持セントス、
 中柄佳五郎氏ナドモ介入シ来ツ
 商工省モ問屋ノ要求ヲ容ルニ至
 レリ]

p81 8-10

しかも青果會社の収入は獨占的手數商人として最も確實である。會社の總株數三萬株は内地問屋筋、地元生産者、及び會社重役に割當てられ、内地六千株、重役二千株、生産者は臺中州一萬五千株高雄州臺南州各々三千五百株と定められたが、その人數に比して生産者 (芭蕉實栽培農家全部、約三萬四千戸?) への割當株數の少數に過ぎざりし事は明かである。

台16-A：●逢●

一年位後三菱ノ標札ヲ掲
グ。地元民運動ヲ始ム、
大正2年末高等法院長、
営林局技師等関係地ヲ
実地調査ス、ソノ結果庄共
有地トシテ600甲（内
竹山部ニ
1／3ハ竹林、他ハ草原）ヲ保
管林トシテ与フ。

労水坑川清水溪上流

（一万四千甲→全面
積嘉義：斗六、竹山三
郡ニ亘ル）
庄
竹山郡ニテモ鹿谷ノ地
元民ハ労水坑ノ
例ヲ見テ、補償金ヲ
受ケズ捺印セズ、故ニ

台16-B：●逢●

竹林開拓（林月汀氏談）（2）
山口廳長ハ電話ニテ区长タ
ル林氏及伍氏ヲヨビ書面ヲ示
シテ捺印ヲ求ム、製紙事業及
副業トシテ筍罐詰業—4万
円ノ会社設立費ナリ。後更ニ
召還セラレテ林氏ハ1000円伍
氏ハ500円ヲ手交サル。・之ハ
右事業ノ権利ヲ内地政
商ニ譲渡シタル代償ナリト
シテ。——補償金ヲ受取ラヌモノ
モ未ダ多キウチニ
労水坑ニ三菱事ム所設立
台湾總督府製紙模範竹
林ナル標札ヲ掲グ。
林杞埔支庁長森アキ
助氏三菱事ム所長トナル。
退官シテ

台17-B: ●益●

台中同業組合	渡木氏談	(実質上問屋 ガ賣手ナリ)
賣手-青果会社 賣手-荷受組合所属仲賣人組合 中央市場、京都、本年四月開場 「バナナ」ニ付テハ従来ノ慣例ニ従フ モノトス。(農督規則)。		
<hr/> 出荷調節 昨年 台中出荷200万カゴ 高雄 50万" 予定ナリシカ 高雄ニテ平地栽培奨励ノ購賣七、八 十萬カゴ産出セリ 联合会ノ出荷調節、今年四月三日ノ 検査日ガ第一回。 市況報道ハ青果会社ヨリ移様 セラル		
◎青果会社責任監査役池田競。 (神戸海岸通三丁目十二番地) 同所青果会社主事亀谷。		モト帝 國製 糖ノ 人

台18-B: ●垂●

台中青果組合	渡木氏談
販賣價格ガ輸送料ニモ満タザル件 ハ輸送料ダケハ同業組合ガ負担 ス(去年 五六月ヨリ悲況) 十二月ニ至リ最低補償廃止ヲ決議 シ得タリ。 大正15年12月3日〔13,500カゴ〕-100斤 当リ11銭ノ損失 〔九月頃100斤手取〕18銭	
<hr/> 青果会社トノ関係 中央市場出来ル迄ノ期 販売委託 限於ケル仮契約 輸送「联合会ノ指定シタル輸送 業務ニ取扱ハシム」(組合ノ定款) 之ニヨリ青果会社ガ指定セラル (關西、神戸、大坂、京都、名古屋、東京) 青果会社ト荷受組合トノ契約 会社ノ輸送品ニ限り取扱フ。 (中央市場出来ル迄ノ期限ニ於ケル仮 契約) 荷受組合-仕切金支払ノ責任ヲ負担ス priceハ、会社派遣ノセリ手ト仲賣組合ニテ 決ス	

この三州の生産者はそれ×青果同業組合を組織し、青果物の検査、荷造の改善統一、及び出荷調節を行ひ、且つ組合員はマーク團體毎に共同計算の下に共同出荷を行ふ。

台19-B：●伯●

林糖土地賣取 (佐久間總督時代)
 明治42年2月中庁長ノ命ニ
 ヨリ警察課長ヲ北斗ニ派シ区
 長保正等ヲ專ラ林糖設立ハ
 總督府ノ方針ナリトシテ土地賣取
 ノ旨ヲ達ス、□□溪州ニテ□
 □示達ス。

印判屋出張 警察力ノ圧迫
 登記所出張 強制的売渡
 書類作製

交渉ノ結果3000甲中2900甲ハ
 賣賣奨励ヲ取渡シタリ 大島長官
 辭職

源成農場 以上ノ当時
 約3000甲歩。殆ンド時價。愛久沢
 氏(?)始メハ内地移民ヲ入レシモ失敗
 シ、現今ハ本島人ノ小作人。

p30 4-10

こゝに於てか資本家の土地賣取に對する政府の援助が與へられ、その手段は警察的強權による賣却の勧誘強要であつた。南部中部の製糖會社、私營農場等の土地賣取には?々この種の「官憲の援助」が與へられしものゝ如く、殊に土地調査終了後明治四十一、二年の頃佐久間總督の下に於ける資本進出の機運に際し、その例が多かつた様である。明治四十二年總督府の勸説による林本源製糖會社設立に當り、臺中州溪州に於て起こし土地強制賣取事件は最も著名にして、非難抗議強烈に發して爲めに時の民政長官大島九滿次氏の引責辭職の止むなきに至りしものである。

p36 (16) 注釈

「官僚と會社の考へ出した名案は耕地を一度に安く賣取して自分で農家を經營することである。然し持主が安く賣らぬのは當然である。かういふときに役立つものは警察官吏だ。警察は盛んに召喚状を利用して持主を狩集め、承諾せぬものには體罰なり拘留の御沙汰に出た。こんな悲劇の尤も著名なのは明治四十二年、中部臺灣に在る溪州の林本源製糖會社土地賣取事件だ。(中略)此の賣取事件の時、印形を持參せぬと断る地主のあるのを恐れ、臨時に印刷屋を現場に開店せしめた上に、登記所までも臨時出張して事務を取り扱つたと云ふ程であつた。」(蔡培火、日本々國民に與ふ、六二-三項)

台20-B：●垂●

芭蕉移出制限 (聯合會、制限第一回)		
四月三日	全島出荷	移出高
高雄州	16,700籠	12,000
台南州	1,200 "	1,200
台中州	13,500 "	9,050
計	32,400 "	22,250

四月三日
 台中検査所、検査員 (生産者側ヨリ選出)
 ヲ解雇シ、同業組合側
 ヨリ新検査員ヲ任命ス。
 「上司ノ命令」(渡木副組長)
 検査ノ不徹底
 伝票ニ対スル金融ノ不当実行

台21-B: ●全●●

台北高等商業學校生徒三三〇名位 中本島人十二名 本年度ヨリ	台南商業專門學校—台南高商 二「昇格」	高等學校四百名位中 本島人四〇名位、主二無試験入学。昨年(大正十五年四月)入学無試験ニテ十二、三名、試験ヲ受ケシ者五十八名中合格者一人
-------------------------------------	------------------------	---

台22-A: ●港

組合員數一万人 大正十四年十一月設立 " 十五年七月設立 鳳山 農民組合	台中州大甲郡大肚庄大肚	台湾事情二〇六頁
--	-------------	----------

p128 12-p129 1

即ち林本源製糖株式會社の甘蔗賣収法及價格に関する臺中州二林の蔗農組合と會社との衝突、新興製糖株式會社の土地賣収に関して高雄州鳳山の農民組合の成立、退職官吏に對する無断開墾地拂下げに関して臺中州大肚其他の農民組合運動、其他、各地に相次で農民組合が設立せられた。

p249 11-14

更に各地農民組合の設立せられし直接の動因は多くは大正十四年行政整理に際して退官者に拂下げられたる所謂無断開墾地の地元民の苦痛である。其他かの竹林事件といひ大豊林事件といひ、農民組合運動又は農民争議は多く總督府の土地拂下に関係して起つた。

台24-B：●月●

竹林開拓 (1)
 土地調査 竹山附近 明35年。
 林野 " " " 39年。
 [地元民ハ業主ノ標札ヲ山林ニ立テタリ。]
 明40年冬再ビ山林ヲ調査ス。比時ハ
 業主トシテデナク。管理者トシテノ
 標札ヲ立テシム。
 清国時代ノ土地所有証明タル
 契ヲ總督府ニ提出セシメラル (山林
 ニ付テハ付ヲスモ一業主権ヲミトメラレス)。
 明41、春、斗六廳長山口氏、山
 林地上物ノ賠償金交附ヲ
 始ム。林松浦支廳ニ地元
 民ヲ集メ之ヲ交附ス。「山林ハ
 明31年府法ニヨリ國有地タ
 ルモノナリ。但シ立木タル竹ノ
 補償トシテ渡スナリ」(林氏100
 甲ニ対シ50円餘ヲ受ケタリ)
 - 「模範竹林トナス」 -
 当時縦貫鉄道祝賀等アリ。

台25-B：●塗●

基隆市協ギ会員二十名、内
 本島人議員七名。(中ニハ日本
 語ヲ解セザルモノアリ) — 議案及説
 明ハ内地語、通訳ヲ附ケズ
 議案ノ議員ヘノ配附ハ三日前、甚
 シキ件ハ二日前、議案ハ絶対秘密
 外部ヘ発表セス(新聞紙ニモ)
 協議会員ハ市尹ガ定員■數ノ候補者ヲ
 挙げ、コノ中ヨリ府知事ガ
 任命トス。協ギ会議長ハ市尹。豫算ノ稟議

p226 7-9

同年には又州、廳地方費、市及び街庄を以て新に地方團體と爲し、州市街庄には各々協議會を置きて豫算其他重要事項についての諮問機関と爲し、其會員は州議會にありては臺灣總督が、市街庄協議會にありては州知事又は廳長が、何れも其住民中より任命する。

p231 18, 19

協議會員は全部官選であり、通常内地人本島人の兩者より共に任命せらるゝが、本島人會員の中には國語を解せざる者を包含することあり。又協議會の召集及び議案配付は漸く開會一兩日前に爲さるゝことあり。

台27-B: ●華●

行員百人中本島人六名。
資本金五百万円。 大正八年 設立当時
日支合弁。支那人株主八漸次賣り拂
ヒテ脱退セリ。
本社台北、頭取 林熊徴氏

p86 12-13

又臺灣銀行が臺灣及南洋華僑の資本家を勧誘して大正八年に共同設立せし娘銀行たる華南銀行は本店を臺北に置き南洋貿易及投資の金融機関たる使命を有するものである。

台28-B: ●文●

高雄州
苗代組合（街庄耕作者の組合）。組合費
播種米一斗二つき一円五十銭乃至
二円五十銭
（耕地一甲当り10円位、一甲
収穫平均19石）
苗代組聯合会。郡単位トス、聯合会長ハ郡守、
技手二名ヲ置ク。
聯合会組合費ハ播種米
一石当り一円五十銭。乃至
二円五十銭（街庄組合費の一割）
苗代組合總計
450組合、収入40万円